

第一條

福生町吏員報酬額並費用弁償額及其の支給條例

第二條

町會議員、町會議員選舉管理委員、監査委員、委員、選舉長、選舉立會人、投票分會長、投票立會人、町内會長の報酬額は別表第一に依る。前條の吏員職務のために出張する場合は順路によつてその費用を弁償する。費用弁償は鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料、五種としその額は福生町吏員旅費額反其の支給條例による。第三項吏員相當額とする。

第三條

報酬は日割で計算する。報酬は就職した當月分から退職、失職又は死亡した當月分迄これを支給する。但し第一條に掲げる職務に異動があつたときはその翌月分から新職務に對する報酬額を支給する。

第五條

報酬は一月、四月、七月、十月に各前三ヶ月分を支給する。但し退職、失職又は死亡したときはその都度支給する。

第六條

報酬を支給する場合計算上厘位が生じた場合は之を切上げ銭位に止める。

第七條

費用弁償の支給方法については福生町吏員旅費額反其の支給條例の例による。附則

本條例は公布の日から之を施行する。

明治四十四年十二月八日公布「村名譽職員報酬並実費弁償額支給規程」及昭和十九年四月一日公布「福生町町會議員及參與費用弁償額反其の支給條例」は之を廢止する。

議決第四號

昭和廿貳年壹月廿七日

福生町會議長 岸徳次郎



別表第一

職

名

報酬額

備

考

町會議員

年額 二五〇円

町會議長の職に在る町會議員

四〇〇円

町會副議長の職に在る町會議員

三〇〇円

監査委員

一〇〇円

参 與

一〇〇円

町内會長

二〇〇円

委員

一〇〇円

本員長の職に在る町會議員選舉管理委員

二〇〇円

町會議員選舉管理委員

一五〇円

選舉長

一〇〇円

選舉立會人

二〇〇円

投票分會長

二〇〇円

投票立會人

一五〇円

議事第五号

福生町吏員給料額及其支給條例設定の件

町制第八十五條第二項の規定に依り福生町吏員給料額及
其の支給條例を別紙の通り設定する

昭和二十二年一月十七日提出 即日原案可決

代理助役

提案理由

東京都西多摩郡福生町長代理助役加藤市藏



本町吏員に對する給料支給規定は現在明治四十四年十二月
設法による「村吏員給料支給現在」があるのみで該規
程には給料額の規定なく其の都度便宜決めていたため吏員の地
位安否に著しく影響があるで確固たる給与規程を制定
して條例を以て制定すべき旨を定めた 町制第八十五條の
改正の趣旨に副はんとするものがある

福生町吏員給料額及其支給條例

第一條

町長助役收入役主事書記書記補町會議員選舉管理委員會書記町會書記の給料額は別表第一に依る

第二條

町長が特に必要と認むる場合は級俸に拘らず適宜の金額を定めて之を支給することができる

第三條

月給は毎月下旬に之を支給する
日給は勤務日数に應じて毎月末日に之を支給する

第四條

但し休日であるときは繰上げ退職のときは其の際支給する日曜祭祝日其の他一般の休日は勤務日数に算入する但し休日の前後共に欠勤したときは此の限ではない給料は新仕増等は減額して之を計算する

但し退職又は失職の際當月分の金額を受けたる者で其の月に於て更に吏員に就職した

ときは重複して之を支給しない再就職後の報酬又は給料に比へて從前の給料が寡少なときは其の差額を日割計算により支給する

第五條

休職を命ぜられ俸給全額を給しない場合は減俸と看做して前項の規定を適用する
退職失職死亡のときは月給を受ける者にあつては當月分の給料全額日給を受ける

第六條

者にあつては其の當日迄の給料を支給する

休職失職又は退職の者事務引継職務処理のため特に命を承けて事務に従事

する場合は其の間仍從前の俸給を支給する

第七條

但し第四條但書の支給額と重複する場合は此の限ではない
病氣のため執務しない日が九十日を超える者及私事の故障で執務しない日が三十日を超える者は給俸の半額を支給する

但し公務の爲傷疾を受け若は疾病に罹り又は服忌を受ける者特に賜暇休養する者は此の限ではない

第八條

日割計算は然て其の月の現日数に依る

第九條

吏員が死亡したときは在職最終俸の四目分の額に相當する死亡賜金を其の遺族に支給する

前項の遺族とは配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、本人の死亡當時之と同一の階級に在るものを謂ふ

第十條

第一項の死亡賜金を受ける遺族の順位は第二項に掲げる順位に依り同順位に在る者は家督相續人は其の他の者より男は女に長は幼に先するものとする
前條の遺族がない場合には町長に於て前條に準ずる者に對して其の定める金額の二分の一以内を支給することが出来る

附則

本條例は公布の日から之を施行する

議決第五號

昭和廿貳年壹月廿七日

福生町會議長

岸徳次郎



別表第一

六	五	四	三	二	一	号給
三〇〇	二八〇	二六〇	二四〇	二二〇	二〇〇 _可	月額
一	二	一〇	九	八	七	号給
五〇〇	四六〇	四二〇	三九〇	三六〇	三三〇 _月	月額
一八	一七	一六	一五	一四	一三	号給
七五〇	七〇〇	六六〇	六二〇	五八〇	五四〇 _月	月額
二四	二三	二二	二一	二〇	一九	号給
一〇五〇	一〇〇〇	九五〇	九〇〇	八五〇	八〇〇 _可	月額
三〇	二九	二八	二七	二六	二五	号給
一五〇〇	一四〇〇	一三〇〇	一二〇〇	一一五〇	一一〇〇 _月	月額
	三五	三四	三三	三二	三一	号給
	二〇〇〇	一九〇〇	一八〇〇	一七〇〇	一六〇〇 _月	月額

町長は二三拜給
助役は二工拜給
収入役は一工拜給以上とある

別表第二(月給)

八	七	六	五	四	三	二	一	号給
一七〇	一六〇	一五〇	一四〇	一三〇	一二〇	一一〇	一〇〇	月額
一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	号給
二六〇	二四〇	二三〇	二二〇	二一〇	二〇〇	一九〇	一八〇	月額
二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	号給
四二〇	四〇〇	三八〇	三六〇	三四〇	三二〇	三〇〇	二八〇	月額
三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	号給
六五〇	六二〇	五九〇	五六〇	五三〇	五〇〇	四七〇	四四〇	月額
四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	号給
一〇〇〇	九五〇	九〇〇	八五〇	八〇〇	七七〇	七三〇	六九〇	月額
				四四	四三	四二	四一	号給
				一二〇〇	一一五〇	一一〇〇	一〇五〇	月額

別表第三(日割)

八	七	六	五	四	三	二	一	号
六五〇	六〇〇	五五〇	五〇〇	四五〇	四〇〇	三五〇	三〇〇	給額
一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	号
一〇八〇	一〇〇〇	九五〇	九〇〇	八五〇	八〇〇	七五〇	七〇〇	給額
二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	号
一七二〇	一六四〇	一五六〇	一四八〇	一四〇〇	一三二〇	一二四〇	一一六〇	給額
三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	号
二五〇〇	二四〇〇	二三〇〇	二二〇〇	二一〇〇	二〇〇〇	一九〇〇	一八〇〇	給額
四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	号
三三〇〇	三二〇〇	三一〇〇	三〇〇〇	二九〇〇	二八〇〇	二七〇〇	二六〇〇	給額
	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	号
	四〇〇〇	三九〇〇	三八〇〇	三七〇〇	三六〇〇	三五〇〇	三四〇〇	給額

昭和二十二年第三回町會會議錄

昭和二十二年三月二十九日 福生町會 福生町役場へ招集す
一 應招議員左の如し

第二番	加藤市藏
第三番	平井初五郎
第五番	今里田伍
第十一番	横田壽照
第十二番	森田廣助
第十三番	川窪青七
第十五番	細谷喜藏
第十六番	野島海
第十七番	岸徳次郎
第十八番	高橋角藏

一 會議事件左の如し

一 昭和二十一年度福生町歳入歳出追加更正予算案

- 二 寄附受領の件
- 三 福生町有給吏員定数規程の一部改正の件
- 四 福生町吏員報酬額並費用并償額及其支給條例一部改正の件
- 五 福生町吏員旅費額及其支給條例一部改正の件
- 六 福生町立初級中學校敷地決定の件
- 七 補助金交付の件
- 八 福生町立福生中學校々舎充當建物拂下申請の件
- 九 福生町種及其賦課徴収條例の一部改正の件
- 一〇 福生中學校々舎建設に關する件
- 一 町長(代理助及加藤市藏)三月二十九日午後一時開會を宣す
- 一 町村制第四十大條に依り町長の委任を受け議事に參與する者左の如し

助役 神 健 太

一本會の書誌 左の如し

書誌 内 田 三 勇

囑託 内 田 三 勇

- 一 議長(岸徳次郎)三月二十九日午後一時十分開議を宣告す
- 一 出席議員は應招議員に同じ
- 一 議長 會議事件を全部 本日の日程とし 會期を一日とする旨を報告す
- 日程第一 昭和二十年度福生町歳入歳出追加更正予算案
- 一 議長(岸徳次郎) 本件を議題とする旨を告ぐ
- 一 議長 第一議會を開く旨を告ぐ
- 一 町長(代理助及加藤市藏) 暫定給與實施による入件費、農地本員會費、第二國民學校々舎増築等に依る予算増額新設を必要とするを提案の理由を説明す

一 第十一番（横田壽照） 衛生防疫施設費につき質問あり
町長より答辯す

一 議長 第二讀會は終ると認め第二讀會を開くや否に付會
議に諮い 全員異議なきを以て 第三讀會を開く旨
を告ぐ

一 議長 議事の便宜上先づ歳出各款を審議する旨を告ぐ
一 議長 歳出各款に異議なきや否に付採決する旨を告げ原
案賛成者の起立を命ず

起立者 全員
一 議長 起立者 全員なる旨を告げ 歳入各款を審議する旨
を告ぐ

一 議長 歳入各款に異議なきや否に付採決する旨を告げ原
案賛成者の起立を命ず

起立者 全員
一 議長 起立者 全員なる旨より 第三讀會を開く旨を告ぐ

一 第十八番（高橋角藏） 第三讀會決定の通異議なき旨を
述べ

一 議長 第三讀會決定の通異議なき者に起立を命ず
起立者 全員

一 議長 賛成者 全員に付第三讀會決定の通 可決確定す
る旨を告ぐ

日程第二 新附後領の件

一 議長（岸徳次郎） 本件を議題とし直に確定議と爲さんと
述べ 原案賛成者に起立を命ず

起立者 全員

一 議長 起立者 全員に付 確定する旨を告ぐ

日程第四 福生町吏員報酬額並費用弁償額及其
支給條例の一部改正の件

日程第五

福生町吏員旅費額及其支給條例の
改正の件